

災害廃、関連法が成立

処理の再委託を可能に

施設設置の特例、国が処理代行

災害廃棄物の円滑・迅速な処理を目的とし、改正産業廃棄物処理法と改正災害対策基本法が、今日10日の参議院本会議で賛成多数で可決され、成立した。災害発生時の廃棄物処理施設の新設が簡素化される他、市町村の要請を受ければ、環境大臣が廃棄物処理を代行できる。14日には、災害で生じた一般廃棄物の処理の再委託を可能とする規定が、また、産業廃棄物処理施設について、同様の性状の一般廃棄物を処理する場合、都道府県知事への届出が事後でも可能になる。環境大臣による災害廃棄物の代行は、廃棄物処理の特例地域内の市町村長から要請を受けた上で、災害廃棄物の処理の体制が十分でなく、専門的な知識・再委託者が業務に十分な施設を保有し、自ら業務を実施するなどの再委託基準を満たせば認められるようになる方針。

技術や広域処理が必要な場合に実施する。市町村が災害廃棄物を委託した受託者による再委託については、